

# 第六次国土利用計画(全国計画)に係る意見聴取について

---

- 第六次国土利用計画(全国計画)の策定に向け、国土利用計画法第5条第3項に基づき、都道府県からの意見聴取を実施。併せて、パブリック・コメントを実施。

## 都道府県からの意見聴取

実施期間： 2023年4月20日～5月8日

件数： 12団体 計53件

北海道(3)、青森県(2)、宮城県(6)、福島県(24)、埼玉県(2)、静岡県(3)、京都府(5)、大阪府(1)、岡山県(1)、広島県(2)、山口県(2)、福岡県(2)

## パブリック・コメント

実施期間： 2023年4月17日～5月7日

件数： 8名(団体含む) 計12件

# 都道府県からの意見聴取

番号	団体	意見	意見に対する考え方
1	北海道	素案4ページ27行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 以下の追記をお願いしたい。 …求められる中、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への	ご意見のとおり修正します。
2	北海道	素案12ページ18行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下の追記をお願いしたい。 その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、 <u>生物多様性の保全に配慮し、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保安全管理といった地域の共同活動を支援する。</u>	生態系の保全・再生等については、すべての土地利用において重要な視点であると考え、「イ 国土利用の基本方針」の中で記載をしているところですので、原案のとおりとさせていただきます。
3	北海道	素案23ページ8行目(3.(3)国土の保全と安全性の確保 ウ) 「洋上風力発電の導入拡大や海底直流送電の整備」を示す旨の文言を、ウの項目に追加	国土利用計画は開発事業の実施を図る性格のものではなく、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期的な計画であり、個別分野の整備に係る内容は計画の趣旨に沿わないことから、原案のとおりとさせていただきます。
4	青森県	素案13ページ29行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 エ水面・河川・水路) 以下のとおり修正されたい。 農業用排水施設農業水利施設	ご意見のとおり修正します。
5	青森県	素案14ページ7行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 オ道路) 以下のとおり修正されたい。 また、整備にあたっては <u>さらに、整備にあたっては</u>	ご意見踏まえ、次のとおり修正します。 「…持続的な利用を図る。 整備にあたっては、…」
6	宮城県	素案12ページ14行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下のとおり修正願います。 <u>耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の安定的な食料生産の体制の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。また、不断の良好な管理を通じて</u>	食料の安全保障の強化については食料安全保障強化政策大綱を参考に記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 なお、「不断の」という表現は、現行計画にも記載のある表現となっており、農地の継続的な管理により多面的機能を適切に維持・発揮していくことが重要であると考えております。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
7	宮城県	素案12ページ18行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下のとおり修正されたい。 その際加えて、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を安定的に確保するため、	優良農地の確保、多面的機能の維持・発揮、環境負荷の低減に配慮した農業生産を推進するためには、農業としても成り立っていることが大前提と考えており、その際に重要となる生産効率の向上や農業の担い手確保の取組を記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
8	宮城県	素案12ページ24行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下のとおり修正願います。 中山間地域等の条件不利地域の荒廃農地の発生防止などにおいては、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる	中山間地域等の条件不利地域における荒廃農地の発生防止が重要であると考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 なお、後述の箇所は、鳥獣による農作物被害への対策について記載しているものであり、荒廃農地の発生防止について記載しているものではないことから、重複はしていないと考えております。
9	宮城県	素案12ページ28行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下のとおり修正願います。 良好な都市環境の形成及び新鮮で安全な農産物の都市住民への供給や	ここでは、国土利用の基本方針の中で示した安全・安心、環境や景観を含めた生態系保全の観点から、重要と考えられる農地利用の方向性について記載をしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
10	宮城県	素案12ページ30行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下のとおり修正願います。 さらに、デジタルや新技術活用の観点からは農村地域における所得向上や雇用機会の創出のため、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立を農福連携等の農山漁村発イノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築の取組を推進する。	ここでは、国土利用の基本方針の1つである国土利用・管理DXをはじめとしたデジタルの徹底活用の観点から記載をしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 なお、所得向上や雇用機会創出については、「3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要(5)持続可能な国土管理イ」の中で、既に記載をしております。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
11	宮城県	素案13ページ18行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 イ森林) 【意見等】 「太陽光発電や風力発電の設置については」に修正されたい。	許可基準の適正な運用については、林野庁における太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の許可基準等の見直しを踏まえて記載しているところですので、原案のとおりとさせていただきます。
12	福島県	素案2ページ12行目(はじめに) 以下のとおり修正されたい。 第5五次全国計画	ご意見のとおり修正します。
13	福島県	素案2ページ13行目(はじめに) 【意見等】 以下のとおり修正されたい。 第1二次計画	ご意見のとおり修正します。
14	福島県	素案2ページ20行目(はじめに) 以下のとおり修正されたい。 持続性確保に繋がるつながる	ご意見のとおり修正します。
15	福島県	素案2ページ22行目(はじめに) 以下のとおり修正されたい。 顕在化する中なか	ご意見のとおり修正します。
16	福島県	素案3ページ17行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 (ア)人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退) 以下のとおり修正されたい。 海外依存リスクが高まる中なか	ご意見のとおり修正します。
17	福島県	素案3ページ19行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 (ア)人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退) 以下のとおり修正されたい。 木材生産等の機能低下を通じて招き	ご意見のとおり修正します。
18	福島県	素案4ページ27行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 (ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 以下のとおり修正されたい。 導入促進が求められる中なか	ご意見のとおり修正します。
19	福島県	素案5ページ4行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 (ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 以下のとおり修正されたい。 人と自然との関わりの中なか	ここでは、人と自然が関わる空間の「内側」で景観等が育まれてきたということを記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
20	福島県	素案5ページ7行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 7行目と8行目の間に1行スペースを追加されたい。	ご意見のとおり修正します。
21	福島県	素案5ページ16行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針) 以下のとおり修正されたい。 <u>生態系の確保により繋がるつながる</u>	ご意見のとおり修正します。
22	福島県	素案5ページ21行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(ア)地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理) 以下のとおり修正されたい。 人口減少が加速する申なか	ご意見のとおり修正します。
23	福島県	素案7ページ25行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(ウ)健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理) 以下のとおり修正されたい。 <u>生態系の確保により繋がるつながる</u>	ご意見のとおり修正します。
24	福島県	素案7ページ26行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(ウ)健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理) 以下のとおり修正されたい。 <u>生態系の確保により繋がるつながる</u>	ご意見のとおり修正します。
25	福島県	素案8ページ17行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(エ)国土利用・管理DX) 以下のとおり修正されたい。 <u>推進するにあたって当たって</u>	ご意見のとおり修正します。
26	福島県	素案8ページ20行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(エ)国土利用・管理DX) 以下のとおり修正されたい。 <u>具体化するにあたって当たって</u>	ご意見のとおり修正します。
27	福島県	素案8ページ36行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(オ)多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理) 以下のとおり修正されたい。 <u>推進するにあたって当たって</u>	ご意見のとおり修正します。
28	福島県	素案9ページ28行目(1.(1)国土利用の基本方針 エ) 「エ」に見出しを追加されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「エ 東日本大震災の被災地の土地利用 東日本大震災の被災地(原子力災害に起因する・・・)」

番号	団体	意見	意見に対する考え方
29	福島県	素案9ページ29行目(1.(1)国土利用の基本方針 エ) 以下のとおり修正されたい。 復興・再生の進捗状況を踏まえ、	ご意見のとおり修正します。
30	福島県	素案10ページ12行目(1.(2)地域類型別の国土利用の基本方向 ア都市) 以下のとおり修正されたい。 地域の外側についてもおいても	ご意見のとおり修正します。
31	福島県	素案11ページ3行目(1.(2)地域類型別の国土利用の基本方向 イ農山漁村) 以下のとおり修正されたい。 重要な重要で様々な機能	ご意見のとおり修正します。
32	福島県	素案14ページ26行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 カ住宅地) 以下のとおり修正されたい。 導入拡大にあたって当たって	ご意見のとおり修正します。
33	福島県	素案14ページ33行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 キ工業用地) 以下のとおり修正されたい。 業種転換等にもなって伴って	ご意見のとおり修正します。
34	福島県	素案15ページ20行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ケその他(公用・公共用施設の用地、低未利用土地等)) 以下のとおり修正されたい。 街なかまちなか立地	ご意見のとおり修正します。
35	福島県	素案26ページ4行目(3.(7)国土に関する調査の推進) 以下のとおり修正されたい。 生態系の確保により繋がるつながる	ご意見のとおり修正します。
36	埼玉県	素案11ページ13行目(1.(2)地域類型別の国土利用の基本方向 イ農山漁村) 以下のとおり追記されたい 農村型地域運営組織(農村型RMO)	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「農村型地域運営組織(農村RMO)」 また、次の脚注を追加します。 「複数の集落の機能を補完して、農用地 保全活動や農業を核とした経済活動と併 せて、生活支援等地域コミュニティの維持 に資する取組を行う組織のこと。」
37	埼玉県	素案12ページ24行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地) 以下のとおり修正されたい 条件不利地域における	ご意見のとおり修正します。



番号	団体	意見	意見に対する考え方
38	静岡県	<p>素案6ページ16行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針 (ア)地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理)</p> <p>農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために、<u>農業経営基盤強化促進法等の改正(令和5年4月施行)に伴い、各市町が策定する地域毎の農地利用の将来像を明確化した地域計画に基づき、良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなど</u>を通じて、<u>荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。</u></p>	<p>ここは、国土利用の基本的な方向性を記載するところであり、取組を推進するための具体的な計画名を記載するところではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、地域計画と活性化計画の一体的推進の考え方については、「1. 国土の利用に関する基本構想(3)利用区分別の国土利用の基本方向ア農地」の中で次のとおり既に記載しております。</p> <p>「また、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。」</p>
39	静岡県	<p>素案11ページ14行目(1.(2)地域類型別の国土利用の基本方向 イ農山漁村)</p> <p>その際、<u>地域の発意に基づき、農業経営基盤強化促進法等の改正(令和5年4月施行)に伴い、各市町が策定する地域毎の農地利用の将来像を明確化した地域計画に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、国土の管理構想に基づく取組や、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。</u></p>	<p>ここは、農山漁村の方向性を記載するところであり、農地の方向性に係る内容については、「1. 国土の利用に関する基本構想(3)利用区分別の国土利用の基本方向ア農地」の中で記載することとしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
40	静岡県	<p>素案12ページ18行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ア農地)</p> <p>その際、<u>農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農業経営基盤強化促進法等の改正(令和5年4月施行)に伴い、各市町が策定する地域毎の農地利用の将来像を明確化した地域計画に基づき、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、</u></p>	<p>ここは、国土利用の基本的な方向性を記載するところであり、取組を推進するための具体的な計画名を記載するところではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、地域計画と活性化計画の一体的推進の考え方については、「1. 国土の利用に関する基本構想(3)利用区分別の国土利用の基本方向ア農地」の中で次のとおり既に記載しております。</p> <p>「また、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。」</p>

番号	団体	意見	意見に対する考え方
41	京都府	素案3ページ35行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(イ)大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応) 以下のとおり修正されたい。 頻発化・激甚化 激甚化・頻発化	ご意見のとおり修正します。
42	京都府	素案5ページ8行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 以下のとおり修正されたい。 デジタル デジタル技術	ここでは、デジタル技術やデジタル空間などを含めて「デジタル」と表現しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
43	京都府	素案9ページ22行目(1.(1)国土利用の基本方針 ウ国土形成計画との連携) 以下のとおり修正されたい。 デジタル デジタル技術	ここでは、デジタル技術やデジタル空間などを含めて「デジタル」と表現しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
44	京都府	素案9ページ28行目(1.(1)国土利用の基本方針 エ) 「被災地における土地利用」等の項目の題名を立てるべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「エ 東日本大震災の被災地の土地利用 東日本大震災の被災地(原子力災害に起因する・・・)」
45	京都府	素案13ページ18行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 イ森林) 以下のとおり修正されたい。 太陽光発電 太陽光発電設備	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「太陽光発電」、「太陽光発電施設」、「太陽光発電設備」を「太陽光発電設備」に統一。
46	大阪府	素案18ページ32行目(2.(2)地域別の概要 エ(カ)) 「既存住宅」に修正されたい	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「既存住宅流通の活性化、空き家の利活用・・・」
47	岡山県	素案18ページ4行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 イ森林) 花粉発生源対策の推進に係る文言の追加 例) 花粉発生源対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等により花粉の少ない森林への転換を図る。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「・・・主伐後の再生林を推進するとともに、 <u>花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図る。</u> <u>さらに、都市等において・・・</u> 」
48	広島県	素案4ページ25行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 文化的サービスについても触れるべきではないか。	生態系サービスには文化的サービスも含まれておりますので、貴見を踏まえ、生態系サービスに次の脚注を追加します。 「食料・水等の供給サービスや景観等の文化的サービス等。」

番号	団体	意見	意見に対する考え方
49	広島県	素案11ページ22行目(1.(2)地域類型別の国土利用の基本方向 イ農山漁村) 以下のとおり修正をお願いします。 鳥獣によるが市街地等人口集積地への出没することへの対策	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「鳥獣の市街地等への出没対策や…」 また、ここでは、都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点から記載をしており、鳥獣被害がそれぞれの地域類型を超えて影響を及ぼすという点を明確にするため、市街地等と記載をしておりますので、こちらについては原案のとおりとさせていただきます。
50	山口県	素案3ページ9行目(1.(1)国土利用の基本方針(ア)人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退)、素案8ページ17行目(1.(1)国土利用の基本方針(エ)国土利用・管理DX) 国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体で策定するとされ、現在、国土形成計画(全国計画)の素案についても、都道府県知事あて意見聴取が行われている。 両素案を確認したところ、左記の例のように、同様の分野及び項目等に係る記載において、文の構成、文章及び文言等が統一されていない箇所が見受けられるため、両計画において調整されてはかがか。 (例1)国土の管理水準に係る記載 ・国土利用計画(3頁 9～21行)・国土形成計画(5頁 29～37行) (例2)国土利用・監理DXに係る記載 ・国土利用計画(8頁 17～32行)・国土形成計画(39頁 18～35行)	国土形成計画と国土利用計画は一体のものとして定めることとなっており、基本的な方向性は同じ内容となっておりますが、文言まで完全に一致させるものではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。
51	山口県	素案16ページ3行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 コ沿岸域) 「また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO2吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系、砂浜や藻場、干潟など沿岸域の有する特有の環境における生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出する。」に修正されては如何か。	ご意見を踏まえ、次の脚注を追加します。 「2009年10月に国連環境計画(UNEP)の報告書では、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名されており、ブルーカーボンを隔離・貯留する、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林等の海洋生態系を「ブルーカーボン生態系」と呼ぶ。」
52	福岡県	素案6ページ23行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ国土利用の基本方針(ア)地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理) 本県から農林水産省及び貴省に毎年要望している項目の趣旨を踏まえた表現の追加を検討願いたい。 (文案) あわせて、水源地域など公益性の高い土地については、規制を含め、土地取引のあり方について検討を行う。	安全保障の観点については、「1(1)イ国土利用の基本方針(ア)地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」で記載をしているところですので、原案のとおりとさせていただきます。
53	福岡県	素案12ページ20行目(3.(5)持続可能な国土管理 イ) 次のとおり修正 農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化を推進	ご意見のとおり修正します。

# パブリック・コメント

番号	意見	意見に対する考え方
1	ところで「わが国固有領土」の文言が見えません。教育現場であれほど大事にしているのに省庁が違うと温度差が出るのでしょうか。国土利用計画であるからにはわが国固有領土という文言が文書中のどこかにあって然るべきでは。	安全保障の観点については、「土地の利用と管理について、安全保障をめぐる内外情勢の変化等を踏まえた対応を図る」と記載をしているところです。
2	素案4ページ27行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 「(以下、再エネ)」は「(以下「再エネ」という。)」とすべき。	ご意見のとおり修正します。
3	素案2ページ26行目(はじめに) 素案4ページ27行目(1.(1)国土利用の基本方針 ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(ウ)自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応) 素案6ページ37行目(1.(1)国土利用の基本方針イ 国土利用の基本方針(ア)地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理) 素案6ページ37行目(3.(2)土地の有効利用・転換の適正化 カ) ・2ページの26行「あたって」と、3ページの5行「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・4ページの27行「以下、再エネ」は「以下「再エネ」という。」のほうがよい。1ページの6行の例などと同様に。 ・6ページの37行「重要土地等調査法」は、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」を指しているのであれば、フルネームで記載したほうがよい。 ・21ページの20行「または」は「又は」のほうがよい。6ページの23行の例などと同様に。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正等します。 ・「あたって」は「当たって」に統一します。 ・4ページの再エネについては、ご意見のとおり修正します。 ・6ページの重要土地等調査法については、脚注に次の説明を追加します。 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律のこと。」 ・21ページの「または」を「又は」に修正します。
4	素案7ページ35行目(1.(1)国土利用の基本方針 イ 国土利用の基本方針(ウ)健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理) 「国土強靱化年次計画2021」での記載と同様に※、「グリーンインフラ」を「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与するグリーンインフラ」とする。 ※「国土強靱化年次計画2021」p.4最下段:「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与する「グリーンインフラ」の社会実装を推進する。」	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ」
5	素案14ページ9行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 オ 道路) 「希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する」の「環境の保全にも十分配慮する」を、広域的な観点からの対策の必要性を含むかたちの文である「地域の生態系ネットワーク形成にも十分配慮する」とする。	30by30目標の実現に向けた、ネイチャーポジティブの考えに根ざした国土利用・管理の方向性については、すべての土地利用において重要な視点であると考え、「イ 国土利用の基本方針」の中で記載をしているところですので、原案のとおりとさせていただきます。
6	素案15ページ18行目(1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ケ その他(公用・公共用施設の用地、低未利用土地等)) 「施設の整備に当たっては、地域の生態系ネットワーク形成、健全な水循環の維持・回復に寄与するビオトープ、防災・減災に資するグリーンインフラの整備に努める。」を15ページ20行目の後に加筆する。	生態系の確保や防災・減災については、その他(公用・公共用施設の用地、低未利用土地等)のみならず、すべての土地利用において重要な視点であると考え、「イ 国土利用の基本方針」の中で記載をしているところですので、原案のとおりとさせていただきます。



番号	意見	意見に対する考え方
7	<p>素案23ページ5行目(3.(4)自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保ウ) 生態系ネットワーク形成の取組は、例えば東京23区の港区等でも取り組まれています。 また、国土交通省が中心となり、流域自治体をはじめとする多様な主体の連携・協働により、流域という空間単位を意識しての河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組が進められています。 以上のことから、「市町村」に「区」を加え、また、行政の階層性だけでなく「流域圏」を加え、「全国、広域圏、都道府県、市区町村、流域圏など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成」とする必要があります。</p>	<p>広域的な生態系ネットワークの形成にあたっては、「区」や「流域圏」なども含め、様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることが重要であることから、そのような記載をしているところですので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>国防を念頭に置いた利用計画ではないということに、異議があります。 日本の国土は誰でも買うことができる。 これだから、中国に侵食されて、北海道なんて最悪な状況らしいですね 自衛隊基地・省庁・原発・水源に限り10キロ圏内は日本人のみ所有できると明記したうえで、他国の所有者の土地は接收してください。 内側から侵略されたら終わりです。 もう少し、横のつながりをもって国土防衛の次に今回の提案があってしかるべきではないかと考えてます。</p>	<p>国土利用計画は国土の利用に関する基本的な方向性を記載するものであり、土地の取得を具体的に規制するための計画ではありません。 なお、安全保障の観点については、「土地の利用と管理について、安全保障をめぐる内外情勢の変化等を踏まえた対応を図る」と記載をしているところです。</p>
9	<p>「国土形成計画(全国計画)」とこの計画の立ち位置、関係性を教えてください。</p>	<p>国土形成計画が国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画であるのに対し、国土利用計画は都道府県が策定する土地利用の総合調整を図る計画の基本となる計画となっております。 また、両者の関係性としては、国土利用計画は国土形成計画と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることとなっております。</p>
10	<p>この素案で、外国人による日本国土の土地買収について、はっきり触れていないことが気になりました。世界では水不足に備える為、水源地を買い上げたり、侵略して土地を奪って水源地を手に入れようとしています。豊かな水資源がある日本も外国のターゲットにされています。外国人による土地買収の対策を取ることを、素案に明記してもらいたいです。</p>	<p>国土利用計画は国土の利用に関する基本的な方向性を記載するものであり、土地の取得を具体的に規制するための計画ではありません。 なお、安全保障の観点については、「土地の利用と管理について、安全保障をめぐる内外情勢の変化等を踏まえた対応を図る」と記載をしているところです。</p>
11	<p>太陽光発電を推進すると書かれてありましたが、太陽光パネルは製造コストが高いのに、台風の強風や土砂崩れ、地震、積雪などの災害ですぐ壊れるので、自然災害の多い日本には全く向いていません。太陽光パネルの廃棄方法はないと発言している議員がいます。発電所近くの水田から有害物質が検出されたと話もあります。そして二酸化炭素排出による地球温暖化の話ですが、専門家の話によると本当に根拠がないそうです。以上のことが理由で、太陽光発電を推進するのを止めてもらえないでしょうか。</p>	<p>太陽光発電設備の設置については、将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることも踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する旨を記載しているところです。</p>

番号	意見	意見に対する考え方
12	<p>素案22ページ25行目(3.(4)自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 ア)</p> <p>1. 本改定案に賛同する。なお、本素案資料22ページ25行(4)「自然環境の保全、再生、活用と生物多様性の確保」項アについての補足意見は以下述べるとおりである。</p> <p>2. そこには「高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な広域性や保全活動等により厳正な保全を図る。」と記述されている。</p> <p>これに続いて、野生生物の生息、自然景観、希少性などの観点から見て優れている自然については広域性や保全活動等により適正な保全を図る。</p> <p>外に、同ページの29～30行では「…適切な保全活動の促進や…」とそれぞれ行為規制がある場合は「厳正」又は「適正」を使用し、行為規制がない場合は「適切」を使用していることがわかる。</p> <p>語句の用法はその通りとして、明瞭さ等の観点から「厳正に保全活動を図る。」を「厳正かつ適切に保全活動を図る。」と、「適正かつ適切に保全活動を図る。」と表現した方が、より明瞭で力強い表現になるのではないだろうか。</p>	<p>自然環境保全基本方針においても、「厳正に保全を図る」という表現に留まっていることも踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>自然環境保全基本方針(抜粋)  「…人為のほとんど加わっていない原生の自然地域、国を代表する傑出した自然景観、さらに学術上、文化上特に価値の高い自然物等は、多様な生物種を保存し、あるいは自然の精妙なメカニズムを人類に教えるなど、国の遺産として後代に伝えなければならないものである。いずれもかけがえのないものであり、厳正に保全を図る。」</p>